元福総組第５２２号

令和元年１０月３１日

（退職手当関係）

各市町村

給与担当課長　様

各一部事務組合

福島県市町村総合事務組合

事務局長　菊　地　邦　彰

会計年度任用職員等の退職手当について（通知）

　地方公務員法の改正（令和2年4月1日施行。以下「改正法」という。）に伴い、会計年度任用職員及び臨時的任用職員に係る市町村職員の退職手当に関する条例（昭和35年条例第1号。以下「条例」という。）の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、お知らせします。

記

１　条例の適用となる職員

　⑴　会計年度任用職員（フルタイム）

改正法第22条の2第1項第2号該当職員

　⑵　臨時的任用職員

　　　　改正法第22条の3該当職員

　⑶　臨時的任用職員（育児休業職員が正規職員）

　　　　地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号該当職員

　⑷　臨時的任用職員（育児休業職員が会計年度任用職員（フルタイム））

　　　　地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号該当職員

　※⑴及び⑷は条例第2条第2項、⑵及び⑶は条例第2条第1項の適用となる。

２　条例が適用される日

　⑴　会計年度任用職員（フルタイム）、臨時的任用職員（上記１⑷）

職員について定められている勤務時間（7時間45分）以上勤務した日が18日以上ある月が引き続き6月を超え、引き続き当該勤務時間により勤務することとされている職員は、6月の算定の基礎となった日から遡及して適用する。

（例）令和2年4月1日採用、上記条件により勤務し同年11月30日退職

⇒10月1日をもって6月を超えたこととなり、算定基礎日は4月

1日となり、勤務年数は0年8月として退職手当は計算される。

（注意事項）条例が適用されるための条件を１つでも満たさない月がある場　合は当該月の前月末日をもって適用外となる。

　⑵　臨時的任用職員（上記１⑵及び⑶）

採用された日から適用する（常時勤務を要する職に就く者として位置付けられ、条例上の職員となる。）。

　　（注意事項）期間が引き続かない場合は、その時点で条例適用外となる。

３　提出書類

　⑴　会計年度任用職員（フルタイム）、臨時的任用職員（上記１⑷）

就職報告書、辞令書の写し、出勤簿の写し（過去６月分）

　※令和2年3月31日以前の通算期間がある場合は個別に御連絡願います。

　⑵　臨時的任用職員（上記１⑵及び⑶）

就職報告書、辞令書の写し

　※⑴は条例適用日以後、⑵は採用時に提出

４　負担金

　⑴　会計年度任用職員（フルタイム）、臨時的任用職員（上記１⑷）

採用後6月を超えた時点から負担

　※条例の適用となるための算定期間は遡及徴収とする。

　⑵　臨時的任用職員（上記１⑵及び⑶）

採用された時点から負担

　※負担率は一般職と同じ1,000分の182（事務費1,000分の2を含む。）とする。

５　退職手当額の調整

　⑴　会計年度任用職員（フルタイム）、臨時的任用職員（上記１⑷）

6月を超え12月を超えずに退職した場合の退職手当は、条例で計算した額の100分の50に相当する額となる。

　⑵　臨時的任用職員（上記１⑵及び⑶）

調整はない。

　以上、御不明な点がございましたら、当組合まで御連絡願います。

（事務担当　総務課主査　三星　電話024-522-2373）